

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	2	府 省 庁 名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	鉄道の豪雨対策の促進に係る特例措置の創設		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 鉄軌道事業者が豪雨対策によって取得した償却資産 ・ 特例措置の内容 取得後5年間、固定資産税の課税標準を1/3に軽減する特例措置を2年間の措置として創設する。		
関係条文			
減収 見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] ▲123 （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 鉄道の豪雨対策を促進することで、激甚化・頻発化する豪雨災害を未然に防止し、豪雨時においても鉄道の安全・安定輸送を確保することをもって旅客及び貨物の鉄道ネットワーク・サプライチェーンの寸断防止を目指す。 （２）施策の必要性 豪雨災害に伴い、河川に架かる鉄道橋りょうの流失・傾斜被害や鉄道隣接斜面の崩壊による土砂流入被害が生じると、その復旧に長期間を要することから、鉄道の運休が長引いてしまう事態が生じる。結果として、地域の生活の足が失われることにより地域住民の生活への大きな影響、また、貨物鉄道ネットワークが寸断されることによるサプライチェーンの寸断など、経済活動に大きな影響が及ぶような事態が生じる。このような事態を未然に防ぐため、鉄道施設総合安全対策事業費補助（豪雨対策事業）において、鉄軌道事業者の実施する豪雨対策の事業費の一部を補助することにより、対策を推進している。 しかしながら、地球温暖化に伴う我が国の平均気温の上昇によって、短時間に降る猛烈な雨の年間発生回数は近年増加しており、今後も地球温暖化の進行に伴い、こうした雨の頻度は更に増加すると予測されている。これに伴い、鉄道施設の豪雨対策の重要性は今後更に高まっていくものと考えられるが、その一方で、鉄軌道事業者の経営状況は、人口減少・少子高齢化の更なる進行によりこれまで以上に厳しくなることが予想され、今後、更なる事前防災対策を推進するための余力には乏しいものと考えられる。 このような状況を踏まえ、更に豪雨対策を推進し、鉄道ネットワークの強靱化等を図るためには、補助金等の助成措置だけではなく、税負担の軽減による後押しが必要不可欠である。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標：5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標：14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する
		政策の達成目標	既往最大規模の降雨により流失・傾斜の恐れがある鉄道河川橋りょうの流失・傾斜対策の完了率：100%（中長期目標：令和14年度末） 既往最大規模の降雨により崩壊の恐れがある鉄道隣接斜面の崩壊防止対策の完了率：100%（中長期目標：令和14年度末）
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	既往最大規模の降雨により流失・傾斜の恐れがある鉄道河川橋りょうの流失・傾斜対策の完了率：85%（令和7年度末） 既往最大規模の降雨により崩壊の恐れがある鉄道隣接斜面の崩壊防止対策の完了率：85%（令和7年度末）
		政策目標の達成状況	既往最大規模の降雨により流失・傾斜の恐れがある鉄道河川橋りょうの流失・傾斜対策の完了率：66%（令和4年度末） 既往最大規模の降雨により崩壊の恐れがある鉄道隣接斜面の崩壊防止対策の完了率：51%（令和4年度末）
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和7年度：22事業者（約140箇所） 令和8年度：24事業者（約80箇所）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	鉄道施設の豪雨対策については、初期投資だけではなく、施設の維持管理にも多大な費用がかかる。償却資産に対する固定資産税を減額することにより、取得した施設の維持管理に係る負担が軽減されることから、施設整備に対するインセンティブとして有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	鉄道施設総合安全対策事業費補助 10,073百万円の内数（令和7年度予算）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の補助制度は、豪雨対策のための初期投資の負担を軽減するものであり、本特例措置は、施設を整備した後に増大する固定資産税を軽減することにより、ランニングコストの負担軽減を図るものである。
		要望の措置の妥当性	鉄道施設の豪雨対策については、初期投資だけではなく施設の維持管理にも費用がかかるため、補助制度により施設の取得に係る負担を軽減するとともに、本特例措置を通じて維持管理に係る負担の軽減によるインセンティブを与えることが必要であることから、政策の達成のための手段として妥当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を通じて、取得した施設の維持管理にかかる負担が軽減されることから、施設の整備・導入に対するインセンティブとして有効である。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—